

聖籠町介護事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町規則第15号

聖籠町介護事業実施規則の一部を改正する規則

聖籠町介護事業実施規則（平成12年聖籠町規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第21条関係）

所得区分	月額
所得税非課税世帯	10,000円
所得税課税世帯	5,000円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、平成31年8月支給分以降から適用し、平成31年4月支給分については、なお従前の例による。